

■ 算定シート(売上高減少額方式) ※募集要項8頁参照

【大企業・中小企業等】  
 - 開店日から要請期間までのあいだが1年未満の店舗用 -

申請店舗名称 :  (店舗名又は屋号)  
 申請店舗所在地 :

◆1日当たりの売上高の算出

- ① 参照月を選択してください。 年 月 開店日以降、要請期間に入るまでの任意のひと月を選定してください。
- ② 参照月の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)
- ③ 参照月の日数を入力してください。 日 1・3・5・7・8・10・12月⇒31日  
2月⇒28日 4・6・9・11月⇒30日

◆要請期間及び令和3年参照月の確認

	要請期間			参照月
	まん延防止等重点措置 6/21~7/11	緊急事態措置 7/12~8/1	緊急事態措置 8/2~8/31	
1	←→			・要請に応じていただいた期間によって、変わります。 ・原則、令和2年または令和元年の6月~8月のいずれかの月です。 例) 1から3までの全ての期間: 7月または8月 1及び2の期間: 7月 2及び3の期間: 8月
2		←→		
3			←→	

- ④ 要請に応じていただいた期間を全て選択してください。 期間 1から3までの全ての期間を選択した場合は、7月または8月のいずれかの月を選択可能です。それ以外は参照月は固定となります。
- ⑤ 令和3年の参照月を入力してください。 年 月
- ⑥ 令和3年の参照月の日数を入力してください。 日 6月と7月⇒61日 7月⇒31日 8月⇒31日
- ⑦ ⑤で選択した令和3年の参照月の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)

1日当たりの売上高 ⇒ ②参照月の売上高 ÷ ③参照月の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)

令和3年の1日当たりの売上高 ⇒ ⑦令和3年の参照月の売上高 ÷ ⑥参照月の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)

◆支給単価の確認

- ・ 6月21日~8月1日の支給単価  
 A: (1日当たりの売上高 - 令和3年の1日あたりの売上高) × 0.4 = 円 (千円未満切上げ)  
 B: 1日当たりの売上高 × 0.3 = 円 (千円未満切上げ)  
 ⇒ AとBで額の低いほうが支給単価(上限20万円)となります
- ・ 8月2日~8月31日の支給単価は上記のAと同額となります。

月単位の算定が困難な場合は、開店以来の飲食業売上高を基準に1日当たりの売上高を算出します

申請店舗の開店日を入力してください。 令和 年 月 日

下の表を参考に算定参照期間の売上高を入力してください。 円 (消費税及び地方消費税を除く)

算定参照期間の日数を入力してください。 日

月単位の算定が困難な場合の1日当たりの売上高 ⇒ 算定参照期間の売上高 ÷ 算定参照期間の日数 = 円 (小数点以下切り上げ)

◆要請期間と算定参照期間

パターン	要請期間			算定参照期間	左の期間を適用できる店舗の条件
	まん延防止等重点措置 6/21~7/11	緊急事態措置 7/12~8/1	緊急事態措置 8/2~8/31		
1	←→			開店日からR3.6.30まで	開店日がR2.7.1~R3.6.30の間である
2		←→		開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.8.1~R3.7.31の間である
3	←→			開店日からR3.6.30まで	開店日がR2.6.1~R3.6.30の間である
4		←→		開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.7.1~R3.7.31の間である
5	←→			開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.8.1~R3.7.31の間である
6			←→	開店日からR3.7.31まで	開店日がR2.8.1~R3.7.31の間である

月単位の算定が困難な場合の支給単価

- ・ 6月21日~8月1日の支給単価  
 A: (算定参照期間の1日当たりの売上高 - 令和3年の1日あたりの売上高) × 0.4 = 円 (千円未満切上げ)  
 B: 事業年度の1日当たりの売上高 × 0.3 = 円 (千円未満切上げ)  
 ⇒ AとBで額の低いほうが支給単価(上限20万円)となります
- ・ 8月2日~8月31日の支給単価は上記のAと同額となります。

記載の上、必ずご提出ください